

次世代育成支援対策推進法 一般事業主行動計画

東尾メック株式会社 行動計画

社員が仕事と生活の調和を図り、個々の能力を発揮し役割を担うことができる働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 4月 1日～ 令和 5年 3月 31日までの 3年間

2. 内容

目標 1： 妊娠中・出産後の女性労働者の健康確保および労働環境の整備の継続

妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保を図るため、職場内の労働環境を経験社員の声も取り入れ再度見直し、制度の周知を図る。

[対策]

- 令和 2年 4月～ 経験社員の短時間操業実態・意見調査 短時間操業継続。
- 平成 3年 1月～ 実態状況を踏まえ改善内容を検討。提案内容を含めた制度リーフレットを作成、社内ネットワークで公表する。対象社員への個々通知を行う。

目標 2： 社員育児休業取得推進および子育て支援

男性社員の育児休業取得者の推進について、他社実態の調査を行い取得の促進を図る。
育児休業給付等の制度の周知や情報提供を行う。

[対策]

- 令和 2年 4月～ 男性社員の他社育児休業制度取得状況を調査。育児休業制度の推進は継続して行う。
- 令和 3年 1月～ 男性社員の他社育児休業制度実態を踏まえ、当社としての取得PR内容を検討。制度の周知や情報提供リーフレットの作成、社内ネットワークで公表する。対象社員への個々通知を行う。

目標 3： インターンシップ制度の継続

大学生のインターンシップを継続することで若年者の職業訓練の促進を行う。

[対策]

- 令和 2年 4月～ インターンシップ受け入れ継続